

平成18年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第9項から第11項までの規定による本給支給細則

平成18年 4月 1日

( 総則 )

第1条 平成18年改正給与規程附則第9項から第11項までの規定による本給の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

( 平成18年改正給与規程附則第9項の別に定める職員 )

第2条 平成18年改正給与規程附則第9項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成18年改正給与規程附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正給与規程附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級))。以下「基準級」という。)より下位の職務の級に降格をした職員
- 三 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

( 平成18年改正給与規程附則第10項の規定による本給の支給 )

第3条 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上に号に掲げる場合に該当することとなった職員(これに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。))を除く。)であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与規程附則第10項の規定による本給として支給する。

- 一 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(指定職本給表の適用を受けることとなった場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則第23条から第24条までの規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額
- 二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正規程附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則第22条の規定の例により同日に

において受けることとなる本給月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則第40条の規定による例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける本給月額が別に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与規程附則第10項の規定による本給として支給する。

(平成18年改正給与規程附則第11項の規定による本給の支給)

第4条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与規程附則第11項の規定による本給として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった者に対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正給与規程附則第10項の規定による本給の額に相当する額を、同附則第11項の規定による本給として支給する。

(この細則により難しい場合の措置)

第5条 平成18年改正給与規程附則第9項から第11項までの規定による本給の支給について、この細則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。